

令和2年4月定例会 教 育 長 報 告

行 事 表	
3月26日(木)	教育委員会定例会
3月31日(火)	退職者辞令交付式
4月 1日(水)	教育委員会職員辞令交付式
4月 2日(木)	新校長面談
4月 3日(金)	新教頭面談
4月 9日(木)	能代市校長会総会 令和2年度 能代山本教育研究会総会
4月15日(水)	令和2年度能代市山本郡教頭会総会 能代市栄光賞追加授与式
4月17日(金)	令和2年度能代市教頭会総会
4月20日(月)	二ツ井公民館分館長主事補会議
4月21日(火)	能代市議会全員協議会
4月23日(木)	教育委員会定例会
5月12日(火)	校長面談(～13日)
5月15日(金)	秋田県都市教育長協議会定期総会 秋田県市町村教育委員会連合会定期総会(予定)
5月19日(火)	西村教育委員辞令交付式 第1回巡回校長会研修会
5月21日(木)	全県市町村教育長会議
5月25日(月)	教育委員会定例会

承認第3号

臨時代理の承認について

能代市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則（平成18年能代市教育委員会規則第5号）第3条第1項の規定により、次のとおり臨時に代理したので、同条第2項の規定により承認を求める。

令和2年4月23日提出

能代市教育委員会教育長 高橋 誠也

1 臨時に代理した理由

能代市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則（平成18年能代市教育委員会規則第5号）第3条第1項の規定により、次の案件について、緊急を要し、かつ、教育委員会の会議を開くいとまがなかったので、臨時に代理したものである。

2 臨時代理の内容

教育委員会事務局職員人事異動の発令に伴い、配置する室を加え、係及び室の事務の内容等を整理しようとするものである。

3 臨時代理年月日

令和2年4月1日

議案第 号

能代市教育委員会事務局組織規則の一部改正について

能代市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和2年4月1日

能代市教育委員会教育長 高橋 誠也

能代市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則

能代市教育委員会事務局組織規則（平成18年能代市教育委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

第2条中「事務所」の次に「、室」を、「公民館文化係」の次に「、文化財保護室」を加える。

第3条中

「

公 民 館 文化係	1	公民館の設置、管理運営及び廃止に関すること。
	2	公民館事業に関すること。
	3	公民館運営審議会に関すること。
	4	能代市公民館条例（平成18年能代市条例第7号）第9条第1項ただし書により認めた団体に関すること。
	5	勤労青少年ホームの設置、管理運営及び廃止に関すること。
	6	働く婦人の家の設置、管理運営及び廃止に関すること。
	7	文化会館の設置、管理運営及び廃止に関すること。
	8	文化会館運営協議会に関すること。
	9	常盤小学校地域連携施設等の管理運営に関すること。
	10	サン・ウッド能代に関すること（管理運営に関することを除く。）。

を

	1 1 文化振興の総合企画及び調査研究に関する こと。 1 2 文化施設の設置、管理運営及び廃止に関する こと。 1 3 芸術文化団体及び学術文化団体の指導及び育 成に関すること。 1 4 民俗芸能団体の育成に関すること。 1 5 伝統文化等の調査、研究及び継承に関するこ と。 1 6 文化財の調査及び保護管理に関すること。 1 7 文化財保護審議会に関すること。 1 8 文化財の指定に関すること。 1 9 埋蔵文化財の調査及び保存に関すること。 2 0 国指定史跡等の保護及び活用に関すること。 2 1 井坂記念館の管理運営に関すること。 2 2 ニツ井伝承ホールの管理運営に関すること。 2 3 その他文化振興及び文化財保護に関すること。
--	---

「

」

公 民 館 文化係	1 公民館の設置、管理運営及び廃止に関すること。 2 公民館事業に関すること。 3 公民館運営審議会に関すること。 4 能代市公民館条例（平成18年能代市条例第7 7号）第9条第1項ただし書により認めた団体 に関すること。 5 勤労青少年ホームの設置、管理運営及び廃止に 関すること。 6 働く婦人の家の設置、管理運営及び廃止に関 すること。 7 文化会館の設置、管理運営及び廃止に関するこ と。 8 文化会館運営協議会に関すること。 9 サン・ウッド能代に関すること（管理運営に関 することを除く。）。 1 0 文化振興の総合企画及び調査研究に関するこ
--------------	--

に

	1 0 文化振興の総合企画及び調査研究に関する こと。 1 1 文化施設の設置、管理運営及び廃止に関する こと。 1 2 芸術文化団体及び学術文化団体の指導及び育 成に関すること。 1 3 伝統文化等の調査、研究及び継承に関するこ と。 1 4 ニツ井伝承ホールの管理運営に関すること。 1 5 その他文化振興に関すること。
文 化 財 保護室	1 文化財等の調査及び保護管理に関すること。 2 文化財保護審議会に関すること。 3 文化財の指定に関すること。 4 埋蔵文化財の調査及び保存に関すること。 5 国指定史跡等の保護及び活用に関すること。 6 井坂記念館の管理運営に関すること。 7 文化財等の公開に関すること。 8 整理・収蔵等施設の設置、管理運営及び廃止に 関すること。 9 民俗芸能団体の育成に関すること。 1 0 その他文化財保護に関すること。

改める。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

提案理由

教育委員会事務局職員人事異動の発令に伴い、配置する室を加え、係及び室の事務の内容等を整理しようとするものである。

能代市教育委員会事務局組織規則（平成18年能代市教育委員会規則第6号）新旧対照表

改 正 前			改 正 後		
<略> （部等の設置） 第2条 事務局に次の部、課、事務所及び係を置く。 教育部 教育総務課 庶務係、施設係 能代教育事務所 学校教育課 学校教育係 生涯学習・スポーツ振興課 生涯学習係、公民館文化係、スポーツ振興係 （事務分掌） 第3条 事務局の事務分掌は、次のとおりとする。			<略> （部等の設置） 第2条 事務局に次の部、課、事務所、室及び係を置く。 教育部 教育総務課 庶務係、施設係 能代教育事務所 学校教育課 学校教育係 生涯学習・スポーツ振興課 生涯学習係、公民館文化係、文化財保護室、スポーツ振興係 （事務分掌） 第3条 事務局の事務分掌は、次のとおりとする。		
課等	係	事務の内容	課等	係	事務の内容
生涯学習・スポーツ振興課	公民館文化係	1 公民館の設置、管理運営及び廃止に関すること。 2 公民館事業に関すること。 3 公民館運営審議会に関すること。 4 能代市公民館条例(平成18年能代市条例第77号)第9条第1項ただし書により認めた団体に関すること。 5 勤労青少年ホームの設置、管理運営及び廃止に関すること。 6 働く婦人の家の設置、管理運営及び廃止に関すること。 7 文化会館の設置、管理運営及び廃止に関すること。 8 文化会館運営協議会に関すること。 9 常盤小学校地域連携施設等の管理運営に関すること。 10 サン・ウッド能代に関すること（管理運営に関するものを除く。）。 11 文化振興の総合企画及び調査研究に関すること。 12 文化施設の設置、管理運営及び廃止に関すること。 13 芸術文化団体及び学術文化団体の指導及び育成に関すること。 14 民俗芸能団体の育成に関すること。 15 伝統文化等の調査、研究及び継承に関すること。 16 文化財の調査及び保護管理に関すること。 17 文化財保護審議会に関すること。 18 文化財の指定に関すること。 19 埋蔵文化財の調査及び保存に関すること。 20 国指定史跡等の保護及び活用に関すること。 21 井坂記念館の管理運営に関すること。	生涯学習・スポーツ振興課	公民館文化係	1 公民館の設置、管理運営及び廃止に関すること。 2 公民館事業に関すること。 3 公民館運営審議会に関すること。 4 能代市公民館条例(平成18年能代市条例第77号)第9条第1項ただし書により認めた団体に関すること。 5 勤労青少年ホームの設置、管理運営及び廃止に関すること。 6 働く婦人の家の設置、管理運営及び廃止に関すること。 7 文化会館の設置、管理運営及び廃止に関すること。 8 文化会館運営協議会に関すること。 9 サン・ウッド能代に関すること（管理運営に関するものを除く。）。 10 文化振興の総合企画及び調査研究に関すること。 11 文化施設の設置、管理運営及び廃止に関すること。 12 芸術文化団体及び学術文化団体の指導及び育成に関すること。 13 伝統文化等の調査、研究及び継承に関すること。

		2 2 ニツ井伝承ホールの管理運営に 関すること。 2 3 その他文化振興及び文化財保護 に關すること。
< 略 >		

		14 ニツ井伝承ホールの管理運営に關 すること。 15 その他文化振興 _____ に 關すること。
文 化 財 保護室	1 文化財等の調査及び保護管理に關 すること。 2 文化財保護審議會に關すること。 3 文化財の指定に關すること。 4 埋藏文化財の調査及び保存に關す ること。 5 国指定史跡等の保護及び活用に關 すること。 6 井坂記念館の管理運営に關するこ と。 7 文化財等の公開に關すること。 8 整理・収蔵等施設の設置、管理運営 及び廃止に關すること。 9 民俗芸能団体の育成に關すること。 1 0 その他文化財保護に關すること。	
< 略 >		

承認第 4 号

臨時代理の承認について

能代市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則（平成 18 年能代市教育委員会規則第 5 号）第 3 条第 1 項の規定により、次のとおり臨時に代理したので、同条第 2 項の規定により承認を求める。

令和 2 年 4 月 23 日提出

能代市教育委員会教育長 高 橋 誠 也

1 臨時に代理した理由

能代市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則（平成 18 年能代市教育委員会規則第 5 号）第 3 条第 1 項の規定により、次の案件について、緊急を要し、かつ、教育委員会の会議を開くいとまがなかったので、臨時に代理したものである。

2 臨時代理の内容

教育委員会事務局職員人事異動の発令に伴い、配置する職員の職名を加えようとするものである。

3 臨時代理年月日

令和 2 年 4 月 1 日

議案第 号

能代市教育委員会職員の職名に関する規則の一部改正について

能代市教育委員会職員の職名に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和2年4月1日

能代市教育委員会教育長 高 橋 誠 也

能代市教育委員会職員の職名に関する規則の一部を改正する規則

能代市教育委員会職員の職名に関する規則（平成18年能代市教育委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第2号中「課長」の次に「、室長」を、「係長」の次に「、副室長」を加える。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

提案理由

教育委員会事務局職員人事異動の発令に伴い、配置する職員の職名を加えようとするものである。

能代市教育委員会職員の職名に関する規則 新旧対照表

改 正 前	改 正 後
(職員の分類及び職名) 第2条 職員の分類は、指導主事、事務職員、技術職員及びその他の職員とし、それぞれの職名は、次に掲げるとおりとする。 (1) (略) (2) 事務職員 部長、次長、課長、<u> </u>、館長、所長、参事、課長補佐、館長補佐、所長補佐、場長、施設長、副所長、係長、<u> </u>、 主席主査、主査、主任、主事、社会教育主事、学芸員、司書、栄養士、館長（専門員）、行政専門員 (3) (略) (4) (略)	(職員の分類及び職名) 第2条 職員の分類は、指導主事、事務職員、技術職員及びその他の職員とし、それぞれの職名は、次に掲げるとおりとする。 (1) (略) (2) 事務職員 部長、次長、課長、<u>室長</u>、館長、所長、参事、課長補佐、館長補佐、所長補佐、場長、施設長、副所長、係長、<u>副室長</u>、主席主査、主査、主任、主事、社会教育主事、学芸員、司書、栄養士、館長（専門員）、行政専門員 (3) (略) (4) (略)

承認第5号

臨時代理の承認について

能代市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則（平成18年能代市教育委員会規則第5号）第3条第1項の規定により、次のとおり臨時に代理したので、同条第2項の規定により承認を求める。

令和2年4月23日提出

能代市教育委員会教育長 高橋 誠也

1 臨時に代理した理由

能代市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則（平成18年能代市教育委員会規則第5号）第3条第1項の規定により、次の案件について、緊急を要し、かつ、教育委員会の会議を開くいとまがなかったので、臨時に代理したものである。

2 臨時代理の内容

教育委員会事務局職員人事異動の発令に伴い、職名及び職務等を整理しようとするものである。

3 臨時代理年月日

令和2年4月1日

議案第 号

能代市教育委員会事務局処務規程の一部改正について

能代市教育委員会事務局処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和2年4月1日

能代市教育委員会教育長 高 橋 誠 也

能代市教育委員会事務局処務規程の一部を改正する訓令

能代市教育委員会事務局処務規程（平成18年能代市教育委員会訓令第1号）の一部を次のように改正する。

第3条第4項中「参事」を「室長、参事、副室長」に改める。

第4条中第12号を第14号とし、第8号から第11号までを2号ずつ繰り下げ、第10号の前に次の1号を加える。

（9） 副室長 室長を補佐し、室の事務を処理する。

第4条中第7号を第8号とし、第4号から第6号までを1号ずつ繰り下げ、第3号の次に次の1号を加える。

（4） 室長 上司の命を受けて、室の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

附 則

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

提案理由

教育委員会事務局職員の人事異動の発令に伴い、職名及び職務等を整理しようとするものである。

能代市教育委員会事務局処務規程 新旧対照表

改 正 前	改 正 後
(課長等) 第3条 課、所（以下「課等」という。）にそれぞれ課長、所長を置き、係に係長を置く。 2 課等に課長補佐、所長補佐又は副所長を置くことができる。 3 課に指導主事を置く。 4 課等に____、参事、____、主席主査、主査、主任、主事及び行政専門員を置くことができる。 5 課に社会教育主事、司書及び学芸員を置くことができる。 6 課等に主任技士、技士、主任業務員、業務員及び技能専門員を置くことができる。 (職員の職務) 第4条 職員の職務を次のように定める。 (1) 部長 教育長を補佐し、市長の権限に属する事務で教育委員会の職員が補助執行することとされているものについて、市長の命を受けて当該事務を掌理し、所属の職員を指揮監督する。 (2) 次長 部長を補佐し、事務局の事務を処理する。 (3) 課長 上司の命を受けて、課の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。 (4) 所長 上司の命を受けて、所の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。 (5) 係長 上司の命を受けて、係の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。 (6) 課長補佐 課長を補佐し、課の事務を処	(課長等) 第3条 課、所（以下「課等」という。）にそれぞれ課長、所長を置き、係に係長を置く。 2 課等に課長補佐、所長補佐又は副所長を置くことができる。 3 課に指導主事を置く。 4 課等に<u>室長</u>、<u>参事</u>、<u>副室長</u>、主席主査、主査、主任、主事及び行政専門員を置くことができる。 5 課に社会教育主事、司書及び学芸員を置くことができる。 6 課等に主任技士、技士、主任業務員、業務員及び技能専門員を置くことができる。 (職員の職務) 第4条 職員の職務を次のように定める。 (1) 部長 教育長を補佐し、市長の権限に属する事務で教育委員会の職員が補助執行することとされているものについて、市長の命を受けて当該事務を掌理し、所属の職員を指揮監督する。 (2) 次長 部長を補佐し、事務局の事務を処理する。 (3) 課長 上司の命を受けて、課の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。 <u>(4) 室長 上司の命を受けて、室の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。</u> <u>(5) 所長 上司の命を受けて、所の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。</u> <u>(6) 係長 上司の命を受けて、係の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。</u> <u>(7) 課長補佐 課長を補佐し、課の事務を処</u>

理する。 (7) 所長補佐及び副所長 所長を補佐し、所の事務を処理する。 (8) 参事 上司の命を受けて、調査、企画その他の事務をつかさどる。 (9) 主席主査 上司の命を受けて、課内の連携・調整等を補佐し、課の事務を処理する。 (10) 主査 上司の命を受けて、課の事務を分担処理し、又はつかさどる。 (11) 主任、主事及び行政専門員 上司の命を受けて、事務又は技術をつかさどる。 (12) 主任技士、技士、主任業務員、業務員及び技能専門員 上司の命を受けて、技術又は労務の業務をつかさどる。	理する。 (8) 所長補佐及び副所長 所長を補佐し、所の事務を処理する。 (9) 副室長 室長を補佐し、室の事務を処理する。 (10) 参事 上司の命を受けて、調査、企画その他の事務をつかさどる。 (11) 主席主査 上司の命を受けて、課内の連携・調整等を補佐し、課の事務を処理する。 (12) 主査 上司の命を受けて、課の事務を分担処理し、又はつかさどる。 (13) 主任、主事及び行政専門員 上司の命を受けて、事務又は技術をつかさどる。 (14) 主任技士、技士、主任業務員、業務員及び技能専門員 上司の命を受けて、技術又は労務の業務をつかさどる。
---	--

承認第6号

臨時代理の承認について

能代市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則（平成18年能代市教育委員会規則第5号）第3条第1項の規定により、次のとおり臨時に代理したので、同条第2項の規定により承認を求める。

令和2年4月23日提出

能代市教育委員会教育長 高橋 誠也

1 臨時に代理した理由

能代市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則（平成18年能代市教育委員会規則第5号）第3条第1項の規定により、次の案件について、緊急を要し、かつ、教育委員会の会議を開くいとまがなかったので、臨時に代理したものである。

2 臨時代理の内容

教育委員会事務局職員人事異動の発令に伴い、代決等を行う職員の職名を加えようとするものである。

3 臨時代理年月日

令和2年4月1日

議案第 号

能代市教育委員会事務決裁規程の一部改正について

能代市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和2年4月1日

能代市教育委員会教育長 高 橋 誠 也

能代市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令

能代市教育委員会事務決裁規程（平成18年能代市教育委員会訓令第2号）の一部を次のように改正する。

第8条第3項中「課長補佐」の次に「（室の事務にあつては、室長。次項において同じ。）」を加え、同条第4項中「主管係長」の次に「（室の事務にあつては、副室長）」を加える。

別表備考1中「子ども館長」の次に「、室長」を加え、同表備考3中「副所長」の次に「、副室長」を加える。

附 則

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

提案理由

教育委員会事務局職員人事異動の発令に伴い、代決等を行う職員の職名を加えようとするものである。

能代市教育委員会事務決裁規程 新旧対照表

改 正 前	改 正 後
(不在代決) 第8条 教育長が不在のときは、部長がその事務を代決することができる。 2 (略) 3 課長(能代教育事務所長、教育研修所長、図書館長、子ども館長を含む。以下別表において同じ。)が不在のときは、課館所内における課長補佐____、館長補佐又は所長補佐がその事務を代決することができる。 4 前項の場合において、課長補佐____、館長補佐又は所長補佐も不在のときは、主管係長____がその事務を代決することができる。 別表(第4条関係) 2 服務(人事)関係表(略) 備考 1 この表において「課長等」とは、課長、能代教育事務所長、教育研究所長、図書館長、子ども館長____及び参事をいう。 2 (略) 3 この表において「係長等」とは、係長、副所長____及び主席主査をいう。 4 (略)	(不在代決) 第8条 教育長が不在のときは、部長がその事務を代決することができる。 2 (略) 3 課長(能代教育事務所長、教育研修所長、図書館長、子ども館長を含む。以下別表において同じ。)が不在のときは、課館所内における課長補佐(室の事務にあっては、室長。)、館長補佐又は所長補佐がその事務を代決することができる。 4 前項の場合において、課長補佐(室の事務にあっては、室長。)、館長補佐又は所長補佐も不在のときは、主管係長(室の事務にあっては、副室長)がその事務を代決することができる。 別表(第4条関係) 2 服務(人事)関係表(略) 備考 1 この表において「課長等」とは、課長、能代教育事務所長、教育研究所長、図書館長、子ども館長、<u>室長</u>及び参事をいう。 2 (略) 3 この表において「係長等」とは、係長、副所長、<u>副室長</u>及び主席主査をいう。 4 (略)

議案第30号

能代市学校運営協議会委員の任命について

能代市学校運営協議会の設置等に関する規則（平成26年能代市教育委員会規則第1号）第5条第1項の規定に基づき、能代市学校運営協議会委員を別紙のとおり任命する。

令和2年4月23日提出

能代市教育委員会教育長 高 橋 誠 也

提案理由

能代市内のすべての小中学校を学校運営協議会の対象学校とすることに伴い、新たに委員を任命しようとするものである。

別 紙

能代市学校運営協議会委員名簿

学校名	氏 名	所 属 等
淳城西小学校 能代第一中学校	三 浦 正 明	元能代第一中学校 P T A 会長
	塚 本 真 一	元能代第一中学校 P T A 会長
	小 嶋 雅 人	能代第一中学校 P T A 会長
	藤 嶋 妙 子	能代第一中学校 P T A 副会長
	桜 田 隆 雄	風の松原に守られる人々の会会長
	梅 田 佳 洋	元能代第一中学校 P T A 会長
	藤 井 真貴子	南地区主任児童委員
	後 藤 健 二	能代青年会議所理事長
	佐 藤 純 子	元淳城西小学校評議員
	藤 田 卓 也	淳城西小学校長
	金 野 尚 人	能代第一中学校長
淳城南小学校 能代第二中学校	五十嵐 馨	淳城南小学校同窓会長
	小 玉 一 典	元淳城南小学校 P T A 会長
	金 平 正 行	元淳城南小学校 P T A 会長
	工 藤 千 幸	前淳城南小学校心の教室相談員
	佐々木 暁	淳城南小学校 P T A 会長
	田 村 重 由	社会福祉協議会長
	菊 谷 明	能代市役所職員
	伊 藤 匡 子	外国語教育コーディネーター
	佐 藤 幸 樹	第四小学校同窓会長
	石 川 崇	第四小学校 P T A 会長
	伊 藤 互	淳城南小学校長
	佐 藤 俊 之	能代第二中学校長

学校名	氏 名	所 属 等
第四小学校	田 村 重 由	社会福祉協議会長
	菊 谷 明	能代市役所職員
	伊 藤 匡 子	外国語教育コーディネーター
	佐 藤 幸 樹	第四小学校同窓会長
	石 川 崇	第四小学校PTA会長
	高 田 輝 栄	南部公民館長
	浅 野 士 郎	前能代南中学校評議員
	櫻 庭 司	能代南中学校PTA会長
	永 塚 光 子	民生委員児童委員
	藤 田 正 幸	芝童森自治会長
	高 橋 直 樹	第四小学校長
第五小学校 能代東中学校	大 高 幸 美	元崇徳小学校長
	野 呂 昭 彦	檜山地区自治会連合会長
	戸 松 郁 子	元能代東中学校評議員
	浅 野 和一郎	東能代地区自治会連合会長
	保 坂 千 晴	元第五小学校PTA会長
	船 山 富 雄	元第五小学校PTA会長
	寺 澤 憲 二	鶴形地区自治会連合会長
	渡 辺 和 吉	鶴形まちづくり協議会長
	小 林 昭 雄	鶴寿会（鶴形地区老人クラブ）会長
	藤 田 真 吾	第五小学校PTA会長
	竹 嶋 美佳沙	能代東中学校PTA会長
	佐 藤 充	第五小学校長
	田 崎 雅 則	能代東中学校長
	明 石 まき子	第五小学校教頭
	日 沼 良 樹	能代東中学校教頭

学校名	氏 名	所 属 等
向能代小学校 東雲中学校	浅 利 雷 三	前東雲中学校評議員
	池 端 幸 一	前東雲中学校評議員
	春 日 圭	東雲中学校 P T A 会長
	佐 藤 敬 顕	学識経験者(元校長)
	幸 坂 マチ子	地区民生委員児童委員
	佐 藤 信 也	向能代百煉会会長
	工 藤 真 弓	東雲ブロック少年保護育成委員
	中 田 哲 直	菅原神社総代
	鎌 田 定 治	元竹生小学校評議員
	小 林 百合子	図書館開放安全管理員
	見 上 淳 子	主任児童委員
	加 藤 美 樹	向能代小学校長
	保 坂 公 咲	東雲中学校長
浅内小学校 能代南中学校	浅 野 士 郎	前能代南中学校評議員
	櫻 庭 司	能代南中学校 P T A 会長
	高 田 輝 栄	南部公民館長
	永 塚 光 子	民生委員児童委員
	藤 田 正 幸	芝童森自治会長
	今 野 清 孝	浅内小学校同窓会長
	大 塚 義 道	浅内連合自治会長
	池 田 洋	浅内小学校 P T A 会長
	池 田 伸 生	浅内地区民生委員
	原 田 正 胤	元浅内小学校 P T A 副会長
	矢田部 瑞 穂	浅内小学校長
	鈴 木 洋 一	能代南中学校長
	大 高 智 久	浅内小学校教頭
	近 藤 明 子	能代南中学校教頭

学校名	氏 名	所 属 等
二ツ井小学校 二ツ井中学校	永 井 幹 子	元二ツ井小・中学校評議員
	工 藤 晃	元二ツ井小学校評議員
	工 藤 徳一郎	元二ツ井小学校評議員
	山 谷 邦 人	元二ツ井中学校評議員
	鈴 木 泰 賢	元二ツ井中学校評議員
	工 藤 一 成	元二ツ井中学校 P T A 会長
	藤 田 千 秋	元二ツ井中学校 P T A 会長
	畠 山 隆 久	さくら新町町内会長
	菊 池 豊	二ツ井小学校同窓会長
	佐 藤 潔	二ツ井小学校長
	嶋 田 正 明	二ツ井中学校長

議案第 3 1 号

能代市教育支援委員会委員の任命について

能代市教育支援委員会規則（平成 1 8 年能代市教育委員会規則第 1 5 号）第 3 条第 2 項の規定に基づき、能代市教育支援委員会委員を次のように任命する。

令和 2 年 4 月 2 3 日提出

能代市教育委員会教育長 高 橋 誠 也

能代市教育支援委員会委員名簿

任期 令和 2 年 5 月 1 日から
令和 2 年 1 0 月 3 1 日まで

氏 名	所 属 等
佐 藤 玉 緒	能代支援学校長
伊 藤 互	淳城南小学校長
佐 藤 俊 之	能代第二中学校長
佐 藤 聖 子	社会福祉法人能代ふくし会ぴあわーく次長
船 山 真 生	能代支援学校教諭
渡 部 陽 子	北教育事務所山本出張所指導主事
佐 藤 和 孝	能代福祉事務所長

提案理由

能代市教育支援委員会委員佐藤淳、工藤克弥、野村重公、藤岡みづほ、山本泉子、加藤宏和、石川佳英の退任に伴い、新たに任命しようとするものである。

議案第 3 2 号

能代市地域学校協働活動推進員の委嘱について

能代市地域学校協働活動推進員等設置要綱（令和 2 年 3 月能代市教育委員会告示第 1 1 号）第 4 条の規定に基づき、能代市地域学校協働活動推進員を次のように委嘱する。

令和 2 年 4 月 2 3 日提出

能代市教育委員会教育長 高 橋 誠 也

能代市地域学校協働活動推進員名簿

任期 令和 2 年 5 月 1 日から
令和 3 年 3 月 3 1 日まで

学 校 名	氏 名	所 属 等	備 考
第 五 小 学 校	戸 松 郁 子	能代市生涯学習奨励員	新 任
能代東中学校	高 橋 真 也	前 第 五 小 学 校 教 頭	新 任
二ツ井小学校	米 川 貢	能代市生涯学習奨励員	新 任
二ツ井中学校			

提案理由

能代市地域学校協働活動推進員を新たに委嘱しようとするものである。

議案第 33 号

能代市公民館活動協力員の委嘱について

能代市公民館活動協力員を別紙のとおり委嘱する。

令和 2 年 4 月 23 日提出

能代市教育委員会教育長 高 橋 誠 也

提案理由

能代市公民館活動協力員を新たに委嘱しようとするものである。

能代市公民館活動協力員名簿

任期 令和2年5月 1日から

令和4年4月30日まで

地 区	氏 名	住 所	備 考
東部地区	中 川 春 夫	個人情報が含まれることから、非公開	再 任
	大 倉 恵 吏		新 任
	鵜 木 俊 美		再 任
	茂 呂 アツ子		再 任
	小 林 順 子		再 任
	藤 原 道 子		再 任
	武 田 勲		再 任
	浅 野 和一郎		再 任
南部地区	石 川 ひ ろ		再 任
	桂 田 忍み子		再 任
	大 山 幸 子		再 任
	小 川 恵 子		再 任
	原 田 正 行		再 任
	平 川 悟		再 任
向能代地区	赤 塚 カネ子		再 任
	佐々木 洋 子		再 任
	大 高 順 造		再 任
	黒 政 けい子		再 任
	田 森 明		再 任
檜山地区	戸 松 郁 子		再 任
	梶 原 啓 子		再 任
	渡 部 まゆみ		再 任
	星 川 咲 子		再 任
	鈴 木 敬 一		再 任
鶴形地区	渡 邊 敏 雄		再 任
	工 藤 エソ子		再 任
	小 林 千鶴子		再 任
	佐々木 徳 子		再 任
	小 林 公 子		再 任
常盤地区	高 田 一 志		新 任
	山 崎 久 敏		再 任
	佐 藤 薫		再 任
	畠 山 睦 子		再 任
	鈴 木 文 子		再 任